

# 1. 関西事務局加盟要件

## 1 関西事務局加盟団体

### ・研究会

団体規模に関わらず継続的に模擬国連活動をしており、また全国代表者会合及び総会に参加できる団体のこと。研究会は本要件によって定められた加盟金を当事務局へ納めることが義務付けられ、全国での意思決定、つまり代表者会合に積極的に関わる意思が求められ、JMUN での共同責任も果たすため、各総会への出席が原則必須である。研究会員のすべてには、関西事務局員への立候補権と、議決権行使する権利を有する。また、研究会はその活動において、関西事務局からの活動補助金を受け取る権利を有する。

### ・支部

団体規模に関わらず継続的に模擬国連活動をしており、また全国代表者会合及び総会に参加できる団体のこと。支部は全国での意思決定、つまり代表者会合に積極的に関わる意思が求められ、JMUN での共同責任も果たすため、各総会への出席が原則必須である。支部員のすべてには、各総会における議決権行使する権利を有する。また、支部はその活動において、関西事務局からの活動補助金を受け取ることはできない。

### ・オブザーバー

オブザーバーとは、JMUN の加盟団体ではないが、その都度、事務局長へ総会、企画へ参加希望書を提出の後、事務局長から参加の許可があった際に参加できる団体のこと。オブザーバー団体は、JMUN の運営や議決において一切の権限を有しない。

## 2 関西事務局への加盟

関西事務局への加盟は、事務局への加盟申請後、事務局で下記の条件に基づき、十分に審査をした後、関西総会で承認の後、加盟が認められる。審査の際、必要に応じて事務局から当該団体へのヒアリングが実施される場合もある。加盟後は、本要件に従い関西事務局所属団体として扱われる。

加盟の条件	研究会	支部
<b>事務局加盟条件</b>		
①JMUN 規約の目的への同意 ②JMUN 規約上の義務を果たせること ③関西事務局が別途定める細則への同意	必須	必須
<b>各団体認定の目安</b>		
① 団体での年一回以上の模擬国連会議の開催 ② 事務局への活動報告義務	必須	必須
会員数	特になし	特になし
会員の賛同	半分以上	半分以上
<b>総会出席義務</b>		
全国総会(全国代表者会合)	原則必須	原則必須
関西総会	原則必須	原則必須
<b>加盟金(事務局費)</b>	1人あたり年間 0~2000円(学年問わず)	0円
<b>権利</b>		
<b>情報アクセス</b>		
事務局からの研究、運営、新歓に関する情報の提供	○	○
JMUN-MLへの参加	○	○
<b>総會議決権</b>		
全国総会	○	○
関西総会	○	○
事務局員の立候補権	○	×
<b>活動補助金受理権 (新歓費等)</b>	○	×

\* 特別事項

地理的理由で事務局間の移動の必要がある団体は、受け入れ先の事務局での総会での承認があれば移動可能とする。

## 2. 関西事務局脱退要件

研究会支部ともに、脱退を希望する団体の会員の2/3以上の脱退賛成の署名と、関西事務局での脱退の承認が取られることで脱退が可能である。また日本模擬国連に損害を及ぼす活動、名誉を毀損する活動を行う団体に対しては、関西事務局での承認があれば脱退を強制的に行う事が出来る。

加盟を希望する団体は、関西事務局(**administration@kansai-mun.org**)までお問い合わせください。後ほど、関西事務局よりご連絡させていただきます。

以上